

福山市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領

1 目的

この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号、以下「法」という。）第16条第1項に定める生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し、同法及び同法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 認定の手続

(1) 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、認定を受けようとする事業所ごとに、規則第20条に定める様式に基づく生活困窮者就労訓練事業認定申請書（則様式第二号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。（社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、ア、イ、ウ、エ、カは不要）

ア 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書

イ 平面図、写真など事業が行われる施設に関する書類

ウ 事業所概要、組織図など事業の運営体制に関する書類

エ 貸借対照表、収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類

オ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類

カ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

キ 誓約書（様式1）

ク 認定を受けた就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）を利用する生活困窮者（以下「利用者」という。）の就労形態が雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する段階（非雇用型）である場合、利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせるものとする。

3 認定の対象

就労訓練事業の認定は、福山市内に事業所を設置する法人に対し、事業所ごとに行うものとする。

4 認定基準

就労訓練事業の認定基準は、規則第21条各号に基づき、次のとおりとする。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (キ) 破産者で復権を得ない者
 - (ク) 役員のうち(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
 - (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- (2) 就労等の支援に関する要件
- ア 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - (イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講ずること。
 - イ アに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
- (3) 安全衛生に関する要件
- 利用者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。
- (4) 災害補償に関する要件
- 就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。

5 認定

- (1) 市長は、就労訓練事業の認定申請があった場合、当該事業の内容について審査し、4の認定基準に適合していると認める場合は認定を行う。この場合、認定番号を付番するとともに生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式2）を申請者に対して送付する。
- (2) 不認定とした場合は、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式3）を申請者に対して送付する。

6 認定後の届出

認定就労訓練事業を行う事業者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、生活保護受給者も

含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、事業開始の日から1か月以内に、市長に社会福祉法所定の事項を届け出なければならない。

7 事業変更の届出

認定就労訓練事業者は、認定訓練事業に関し、次のア及びウからオまでに掲げる事項について変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式4）により、イに掲げる事項について変更しようとするときはあらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式5）により、市長に届け出なければならない。

- ア 認定就労訓練事業を行う者の名称、事業所の所在地、連絡先及び責任者の名前
- イ 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の名前
- ウ 認定就労訓練事業の利用定員の数
- エ 認定就労訓練事業の内容
- オ 認定就労訓練事業における就労等の支援等に関する措置に係る責任者の名前

8 事業の廃止届

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式6）により、その旨を市長に届け出なければならない。

9 報告の徴収

市長は、法の施行に必要な限度において認定就労訓練事業者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書（様式7）の提出を求めることができる。

10 認定の取消

市長は、認定就労訓練事業者が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式8）により当該認定を取り消すことができる。

11 認定情報の登録

市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、認定を受けた者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、認定就労訓練事業台帳を更新する。

12 その他

就労訓練事業を行う者は、この要領に定める事項のほか、厚生労働省が定める「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」を遵守するものとする。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）9月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。